あいち食品ロス削減パートナーシップ制度ロゴマーク使用要領

（目 的）

第１条　この要領は、あいち食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領（以下「実施要領」という。）第５条第２項に基づき、あいち食品ロス削減パートナー（以下「パートナー」という。）として登録された企業・団体等が、自ら実施する食品ロス削減の取組に活用する、あいち食品ロス削減パートナーシップ制度ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第２条　ロゴマークとは、別紙１に掲げるものとする。

（使用目的）

第３条　ロゴマークは、食品ロス削減の推進を図る目的で使用するものとする。

（使用者）

第４条　ロゴマークは、前条の目的を達成するため、パートナーとして登録された者に限り、使用できるものとする。

（事前届出）

第５条　ロゴマークを使用する者は、使用開始日の 10 日前までにあいち食品ロス削減パートナーシップ制度ロゴマーク使用届出書（様式第１号）を県に提出しなければならない。

（使用上の留意事項）

第６条　ロゴマークを使用する者は、本要領及びあいち食品ロス削減パートナーシップ制度ロゴガイドライン（別紙２）を遵守するものとする。

（使用料）

第７条　ロゴマークの使用料は、無料とする。

（調査及び報告）

第８条　愛知県は、ロゴマークを使用する者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（使用中止）

第９条　ロゴマークを使用する者は、実施要領に基づきパートナー登録を解除又は解消になったときは、ロゴマークを使用してはならない。

（使用に関する権利）
第 10 条　ロゴマークの使用に関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

（損失補償等の責任）
第 11 条　愛知県は、ロゴマークの使用に起因する損失の補償について、一切の責任を負わない。
２　ロゴマークを使用する者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

（補 則）
第 12 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は愛知県が別に定める。

附 則
この要領は、令和４年１１月３０日から施行する。

別紙1（第2条関係）

マーク

マーク ＋ パートナーロゴタイプ

あいち食品ロス削減
パートナー

様式第1号（第5条関係）

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度

ロゴマーク使用届出書

年　　月　　日

愛知県知事　殿

所　　在　　地
名　　称
代表者　職・氏名

あいち食品ロス削減パートナーシップ制度ロゴマーク使用要領第５条の規定に基づき、ロゴマークの使用を届け出ます。

１　ロゴマークを使用するもの（該当箇所にチェック☒する）
☐商品　☐チラシ　☐パンフレット　☐ポスター　☐広告　☐名刺　☐シール
☐その他（　　）

２　使用開始日
年　　月　　日

３　印刷予定数

４　担当者の連絡先
部署名：
役職名：
担当者名：
E-mail：
電話番号：

※使用する資料案を一部送付すること